

# JFRカード スマートフォン保険

## ご利用の手引き

---

本保険サービスのご案内は、以下のカード(以降「対象のカード」という)に付帯する保険サービスの概要についてご説明するものです。実際の保険金お支払いの可否は、普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

- GINZA SIXプレステージカード
- 大丸松坂屋お得意様ゴールドカード
- 大丸松坂屋ゴールドカード
- 博多大丸お得意様ゴールドカード

普通保険約款および特約等の詳細につきましては「JFRカードスマートフォン保険お問い合わせ窓口」までご連絡ください。

引受保険会社／Chubb損害保険株式会社(チャブ保険)

---

JFR CARD

# JFRカード スマートフォン保険

## 1.保険契約者

この保険は、保険契約者をJFRカード株式会社とする保険契約です。

## 2.被保険者

「7.補償の対象となる方」をご参照ください。

## 3.補償内容

お持ちのスマートフォンが破損した場合、または水濡れにより修理が必要になった場合の修理費用を補償します。

## 4.保険金額／総支払限度額

保険金額／総支払限度額 50,000円

(1年間で通算して、50,000円を限度とします。)

※この保険と同種の他の補償がある場合には、修理費用(修理できない場合は再調達費用)から他の補償からの支払額を差し引いた額に対してこの保険の総支払限度額を適用します。

## 5.自己負担額

1回の事故につき10,000円

## 6.保険期間

2026年5月1日から1年間

## 7.補償の対象となる方

この保険によって補償を受けられるのは、「8.補償の対象となるスマートフォン」を所有する**カード本会員**です。

## 8.補償の対象となるスマートフォン

- **対象のカード本会員**が所有するスマートフォン<sup>(注)</sup>であること。
  - ※お持ちのスマートフォン1台のみが対象です。
  - ※ご家族の所有するスマートフォンで、通信契約を対象のJFRカード本会員が行っている場合を含みます。
- 保険事故発生時点で、購入後36カ月以内のスマートフォンであること。

- 保険事故発生時点で、直近3カ月以上連続して対象のカードを用いて対象となるスマートフォンの通信料を決済していること。  
※通信料を家族カードでお支払いされている場合も対象となります。

#### 注：補償対象となるスマートフォンとは

一般的にスマートフォンとして販売されているものをいい、タブレット型端末、腕時計型端末、ウェアラブル型端末等、携帯型ゲーム機、パーソナルコンピューター、その他これらに類する社会通念上スマートフォンとみなさないものを除きます。また、補償を受けられる方(被保険者)が所有するものであり、かつ、購入日時を領収書等で確認することが可能で、日本国内で修理ができるものに限ります。

## 9. 保険金のお支払いについて

### ■ 保険金をお支払いする場合

偶然な事故によりスマートフォンが破損<sup>(※1)</sup>した場合や、水濡れ<sup>(※2)</sup>により修理が必要になった場合の修理費用を補償します。また、偶然な事故による破損、水濡れによる損害で修理ができない場合に、同種同等のスマートフォンを再調達する費用を補償します。お支払いの際は、1回の事故につき、修理費用の額から自己負担額<sup>(※3)</sup>を控除した額をお支払いいたします。

#### \* 1 破損とは

不測かつ突発的な事故により、保険の対象であるスマートフォンの外装部分に生じたガラス割れ、亀裂、さけ傷、しわ、はがれ、へこみ等の損傷による損害をいいます。これらの外装部分の損傷が無く、スマートフォンの内部にのみ生じた損傷(バッテリーの損傷、経年劣化等)に起因する損害は含みません。

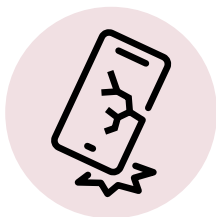
#### \* 2 水濡れとは

水濡れまたは水没に伴い保険の対象となるスマートフォンの内部に水が浸入したことにより、保険の対象であるスマートフォンが動作不能となったことによる損害をいいます。

#### \* 3 自己負担額

1回の事故につき自己負担額 10,000円が適用されます。

## お支払いする場合



破損



水濡れ

## お支払いできない主な場合



火災



盗難



置き忘れ

等

### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次に掲げる損害は、補償の対象となりません。
  - a. 会員または保険金を受け取る方の故意
  - b. 盗難、盗難から発見されたのちに保険の対象となるスマートフォン(以下「端末」といいます。)に発見された時点で生じていた破損または汚損
  - c. 電氣的、機械的事故
  - d. 端末の製造業者の保証期間中に生じた製造業者の責任において修理されるべき損害またはその場合
  - e. 端末の販売業者または通信業者の提供する端末の補償で修理等、保険の対象である端末の原状回復を受けられる損害またはその場合
  - f. 端末内のバッテリー、内蔵部品等に起因して生じた損害
  - g. 端末の付属物等に起因して生じた損害
  - h. 保険の対象である端末の汚れ、擦損、掻き傷または塗料のはがれ等の単なる外観の損傷

- i. 保険事故発生時点で、当該保険の対象の通信料を直近3回連続の決済が確認できない場合
  - j. 保険事故発生時点で、購入後36カ月を超えている端末
  - k. 購入後36カ月以内であることを購入時の領収書等で確認できない端末
  - l. 被保険者以外の所有する端末
  - m. もっぱら業務の用にのみ使用する端末
  - o. 端末内のデータ、アプリケーション、クラウドに格納されている等のデータの紛失・喪失に起因するすべての損害
  - p. 貿易制裁等を受ける者の所有するスマートフォンの損害に起因して、この保険の提供により、保険契約者であるJFRカード株式会社またはこの保険の引き受けを行うチャブ保険が、制裁を受ける可能性があるすべての事由が確認される場合
  - q. サイバー損害による端末の損害
- (2) (1)に加え、次の場合も補償の対象となりません。
- a. 被保険者、法定代理人の故意・重大な過失、法令違反、被保険者と同一世帯の親族の故意
  - b. 自然の消耗、劣化、性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食その他類似の事由等
  - c. 欠陥
  - d. 加工をほどこした場合
  - e. 戦争、武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱等
  - f. 公権力の行使
  - g. 核燃料物質、核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性に随伴して生じた損害
  - h. 修理、詐欺、横領
  - i. 置き忘れ、紛失
  - j. 水災、地震、噴火、津波
  - k. 修理費用が10,000円以下の場合
  - l. 複数回のご請求がある場合において、総支払限度額を超過する場合
- 等

## 10. 保険金請求

- (1) 損害発生の日から遅滞なく「JFRカードスマートフォン保険事故受付デスク」にお電話ください。事故受付担当より保険金請求のお手続きについてご案内いたします。

※「JFRカードスマートフォン保険事故受付デスク」における事故受付の際、保険契約者であるJFRカード株式会社にカード会員資格有効性を確認しております。その際、カード番号等をご確認させていただき本保険の対象者に該当するかについて確認いたします。

(この補償の被保険者であるカード本会員の方から事故のご報告をお願いします。)

- (2) チャブ保険より送付された「保険金請求書」に必要事項をご記入のうえ署名して、**必要な書類**<sup>(\*)</sup>を添えてチャブ保険に遅滞なく提出が必要です。また、修理が不可能な場合は、修理不可能であることを示す修理見積書および同種同等のスマートフォンを30日以内に再調達した領収書をご準備ください。修理不能による再調達を行う場合30日を超えてからの再調達はこの保険では対象となりません。(修理を行う場合はこの限りではありません。)

### \*必要な書類

修理費用請求書または修理見積書、購入時の領収書、JFRカードご利用代金明細(決済表記内容によっては、これに加えて別の資料の提示をお願いする場合があります。)、損害がわかる写真等。

- (3) 保険金のお支払いに関しては、各被保険者のスマートフォンごとに設定されている保険期間中総支払限度額(50,000円)を超えて補償されることはありません。

## ■ 万一事故にあわれた場合のご連絡先

- JFRカードスマートフォン保険  
事故受付デスク(チャブ保険)

**0120-925-600** 24時間受付 [年中無休]

※ご連絡の際は、カード(カード番号)をお手元にご用意ください。

## 必要書類

## ご案内

保険金請求書  
(所定用紙)



保険金請求書はチャブ保険より送付します。必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。

修理費用請求書  
または  
修理見積書



対象スマートフォンの破損、水濡れによる損害の修理費用請求書または修理見積書をご提出ください。

スマートフォンの  
購入時の領収書等



保険の対象となるスマートフォンは、保険事故発生時点で購入後36カ月以内のスマートフォンですので、その確認ができる資料をご提出ください。

カード  
ご利用代金明細  
(通信料3回)



保険事故発生時点で、直近3カ月連続で対象のカードを用いて通信料金の支払いを行っていることが確認できる、JFRカード発行のカードご利用代金明細の写しをご提出ください。

写真



対象のスマートフォンの損害がわかる写真等をご提出ください。

## ■ JFRカードスマートフォン保険

お問い合わせ窓口(保険事故以外の一般お問い合わせ)

- JFRカードスマートフォン保険  
お問い合わせ窓口(チャブ保険)

**0120-225-304**

9:00～17:00 [土日祝、年末年始休]

〈JFRカード付帯サービス全般について〉

- JFRカードホームページをご確認ください。